

質問 番号	ページ番号 条項番号等	質問内容	回答
1	仕様書 P1-5(1)安心・安全な居場所の提供 開所時間について	「開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。ただし、送迎に要する時間は、開設時間に含めない。」について、「送迎が必要な児童に対し19時に送迎バスの運行を開始し、自力通所や保護者の送迎の児童については19時半までに対応を行い、20時に完全閉所するといった運用は可能か。	原則、送迎時間を除く時間を規定した開所時間と考えるため、19時までの開所時間とみなすことができる。 しかしながら、利用者の大半が送迎を必要とし、送迎を行わない限り事業目的を達成できない場合には、送迎に係る時間を開所時間に含めることは差し支えないとされることから、開所時間は19時30分までとみなすことができる。(児童育成支援拠点事業に関するFAQ【第3版】NO2 参照)
2	仕様書 P3-8(3)心理療法担当職員、(4)ソーシャルワーク専門職員 実施要領 P2-2(5)委託 限度額 表1 管理者と加算対象職員(心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員)の兼務について	管理者が公認心理士や社会福祉士などの有資格者である場合、専門職配置に係る加算の対象となるか。加算措置の適用には、管理者とは別の有資格者の職員配置が必要となるか。	管理者を、加算対象となる職員(心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員)として兼務させることは差し支えないが、管理者又は支援員のうち1人以上は、常勤職員としており、その常勤職員については本事業における専任を想定している。 管理者が現場職員を兼務している場合、専任の要件を満たさないと判断するため、管理者と兼務している時間を、加算対象職員としての配置にカウントすることはできない。 加算措置の適用には、別の有資格者を配置することが望ましい。

3	仕様書 P2-5(4)食事の提供 食事の提供方法について	拠点事業所内での調理が必須か。予算内で外部業者への委託や、同法人内の別施設の調理場で調理した食事を搬入・提供することは認められるか。	児童育成支援拠点事業ガイドラインに記載のとおり、提供する食事は、必ず事業の実施場所で調理された食事であることを要しない。なお、居場所において食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。 また、課外活動に位置付けられている調理実習で作ったものを食事として提供することも可能である。 その他、食事の提供等については、児童福祉施設等における食事の提供ガイド(令和7年9月)を参照されたい。 (https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/jidoufukukshi-eiyou)
4	実施要領 P2-2(5)委託限度額 表1 委託限度額(基本分)について	基本分の予算から、業務運営に必要なパソコン用ソフトウェアのサブスクリプション利用料(月額・年額契約当)を支出することは可能か。	パソコン用ソフトウェアのサブスクリプション利用料は、業務運営に必要な経費として考えられるため、基本運営費から支出する。
5	実施要領 P2-2(5)委託限度額 表1 委託限度額(基本分、送迎加算、開設準備経費)について	車両の購入費は開設準備経費に含めることができない旨の記載があるが、車両をリース契約した場合の初期費用等は経費として計上可能か。また、リース料等の毎月の支払いについて、基本分や送迎加算の予算内から支出・計上することは可能か。	車両に係るリース料については、運営費の対象となるため、令和9年度事業開始からの基本運営費から支出する。 令和8年度中に車両リース契約に伴う初期費用が発生する場合には、開設準備費に含めて計上してもよい。

6	仕様書 P1-5(1)安全・安心な居場所の提供 開所日数について	週5日の開所が求められているが、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の期間中も同様に週5日の開所が必要か。特に年末年始については、行政の閉庁期間に併せて閉所する運用は認められるか。	養育環境に課題を抱える家庭への支援(食事提供や見守り)という事業の性質上、通常通り週5日の開所を想定しているが、祝日が多い週やお盆など、利用希望者が極端に少ないと予想される週に限っては、開所日を週3日とすることは差し支えない。 なお、年末年始(12月29日～1月3日)については閉所することを想定している。 ※契約前に協議のうえ、決定する。
7	仕様書 P5-12報告等 報告書等の様式について	報告等に使用する各種書式(フォーマット)は、益城町より指定の様式が提供され、それに記入して提出する形式か。	町にて所定の様式を定めることを予定している。 ※契約前に協議のうえ、決定する。